

議案第 33 号

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日をもって岡山市町村総合事務組合から津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

平成 28 年 3 月 31 日をもって津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が解散することに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに規約を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合同規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

「津山圏域東部衛生施設組合

別表第 1 中 津山圏域西部衛生施設組合 を「久米老人ホーム組合」に改める。

久米老人ホーム組合 」

別表第 2 中 「、津山圏域東部衛生施設組合」及び「、津山圏域西部衛生施設組合」を削る。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。